

第4章 重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布と重点区域の位置

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、「第2章 維持及び向上すべき歴史的風致」に示したように、「1. 葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉界隈の営みにみる歴史的風致」、「2. 狩野川をめぐる祭と信仰にみる歴史的風致」、「3. 北条の里と旧下田街道にみる歴史的風致」、「4. 伊豆長岡温泉にみる歴史的風致」、「5. 国清寺・毘沙門堂と奈古谷地区にみる歴史的風致」、「6. 葦山・大仁地域の神社の祭礼と三番叟にみる歴史的風致」として、6つの地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

これらの歴史的風致のうち「葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉界隈の営みにみる歴史的風致」には、今日まで適切に継承され、日本における製鉄産業の黎明期を象徴するものとして、平成27年(2015)7月「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、世界文化遺産に登録された「史跡葦山反射炉」がある。

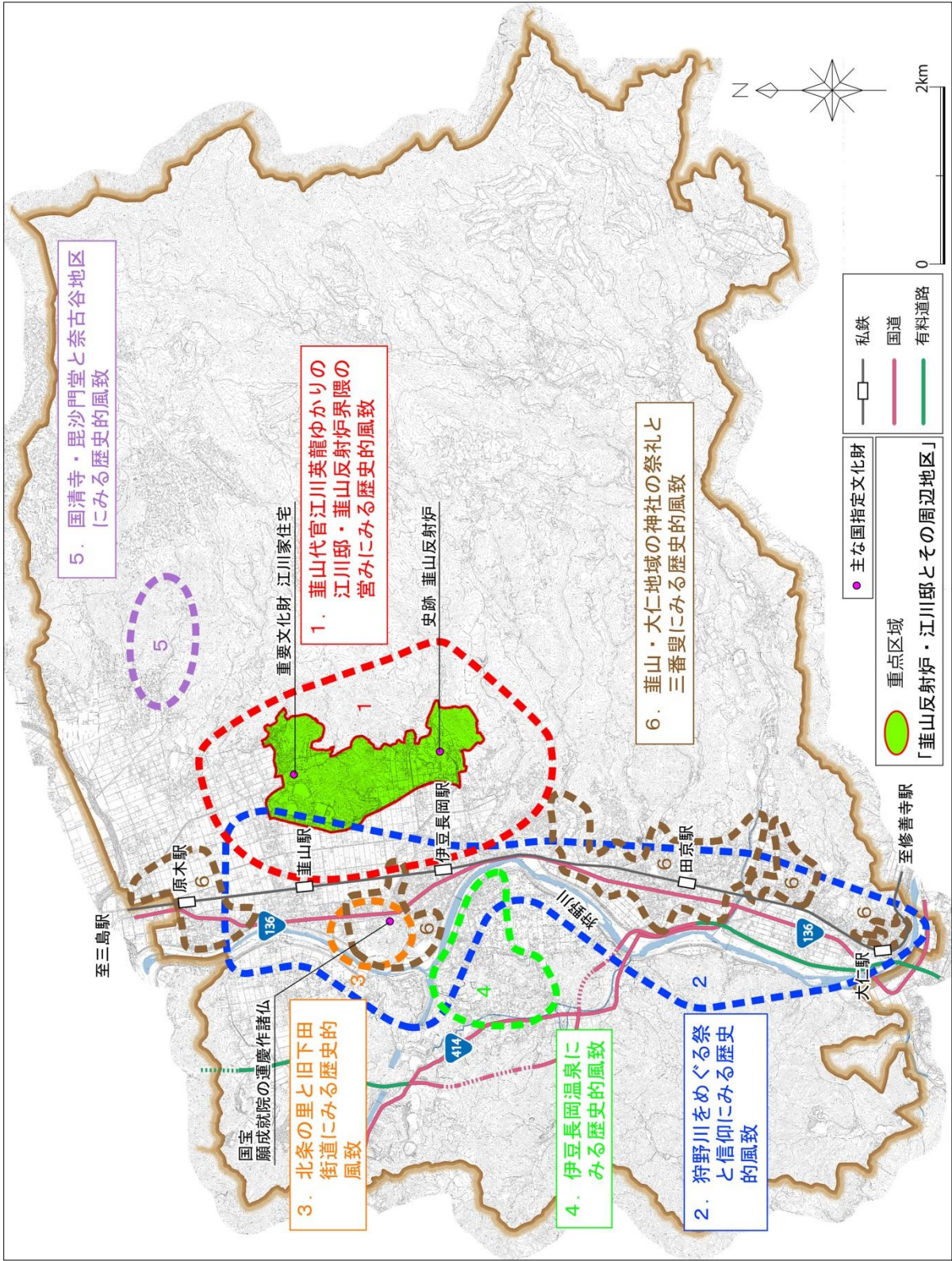
また、「史跡葦山反射炉」を築造した葦山代官江川英龍を輩出した「江川邸(重要文化財江川家住宅・史跡葦山役所跡)」があり、「重要文化財葦山代官江川家関係資料」が伝来し、江川邸周辺では、「具足開き」「御会式」などの年中行事が継承されている。加えて、「史跡葦山反射炉」周辺は、「伊豆の国市景観形成基本計画」において、景観重点整備地区に指定されている。

このように、「葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉界隈の営みにみる歴史的風致」は、国指定文化財を始めとする文化財があり、かつ、歴史と伝統を反映した人びとの活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している。ここに、市として特段の施策を講ずることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進し、さらに、その施策の効果を市域全体にも波及させていくことが重要である。

よって、史跡葦山反射炉を中心とする中地区、重要文化財江川家住宅を中心とする葦山山木・葦山金谷地区、土手和田・南條地区及びこれらを結ぶ範囲を「葦山反射炉・江川邸とその周辺地区」として、重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

歴史的風致の範囲と重点区域の関係



(2) 重点区域の範囲及び面積

「葦山反射炉・江川邸とその周辺地区」は、江戸時代の葦山代官所をはじめ長年にわたって、まちの拠点として機能してきた地区で、「葦山代官江川英龍ゆかりの江川邸・葦山反射炉」の営みにみる歴史的風致が残る地域である。

「江川邸(重要文化財江川家住宅・史跡葦山役所跡)」、「葦山反射炉」は、伊豆の国市の人々から郷土を代表する歴史上の人物として捉えられている葦山代官江川英龍ゆかりのものである。

葦山代官江川英龍を輩出した江川家住宅周辺には、後北条氏の拠点であった葦山城跡をはじめ、江戸時代の代官屋敷であった重要文化財江川家住宅や江川家関係資料・山木遺跡・香山寺・本立寺など、弥生時代から江戸時代にわたる多くの文化資産が集積している。

江戸時代には、幕府の代官所がおかれ、徳川家の旗本となった江川氏が代々葦山代官を務めた。江川家に伝わる古文書・書籍・書画・武具・写真などは、主として代官所の職務や支配の様子を伝える資料であるとともに、日本の政治・軍事・外交上の重要な資料として、重要文化財に指定されている。このほか、円成尼の名を刻む梵鐘のある江川家の菩提寺の本立寺、山木兼隆の供養塔のある香山寺など、地域の歴史を今に伝える寺院も所在している。

葦山反射炉も江川家に関わる重要な建造物である。葦山代官江川太郎左衛門英龍(坦庵)により、安政元年(1854)に着工され、安政5年(1858)に完成した西洋式の金属溶解炉である。国内に現存する反射炉は、萩反射炉(山口県)と葦山のものであるが、ほぼ完全な姿を見ることができる実用反射炉は、葦山反射炉だけである。大正11年(1922)3月8日に、葦山反射炉は国の史跡として指定を受け、さらに、日本における近代的な製鉄技術導入の黎明期を象徴するものとして、平成27年(2015)に世界遺産に登録された。

また、葦山反射炉の築造時には、葦山代官江川英龍が、江川家から葦山反射炉へ通ったと思われる道は、愛称名「坦庵公思索の道」として市民に親しまれている。

重点区域は、葦山反射炉と江川邸及びこれらを結ぶ範囲とする。葦山反射炉周辺は、石積み護岸を持つ葦山古川や賀茂川神社を含む景観重点整備地区の範囲とし、江川邸周辺は、本立寺、香山寺、星の宮、皇大神社、御嶽神社を含む範囲とする。これらの範囲を、愛称道路「坦庵公思索の道」、富士山を眺望できる愛称道路「反射炉・富士見ロード」で囲む区域を、重点区域とする。

重点区域の名称：「葦山反射炉・江川邸とその周辺地区」

重点区域の面積：約200ha

図 4 - 2 重点区域図

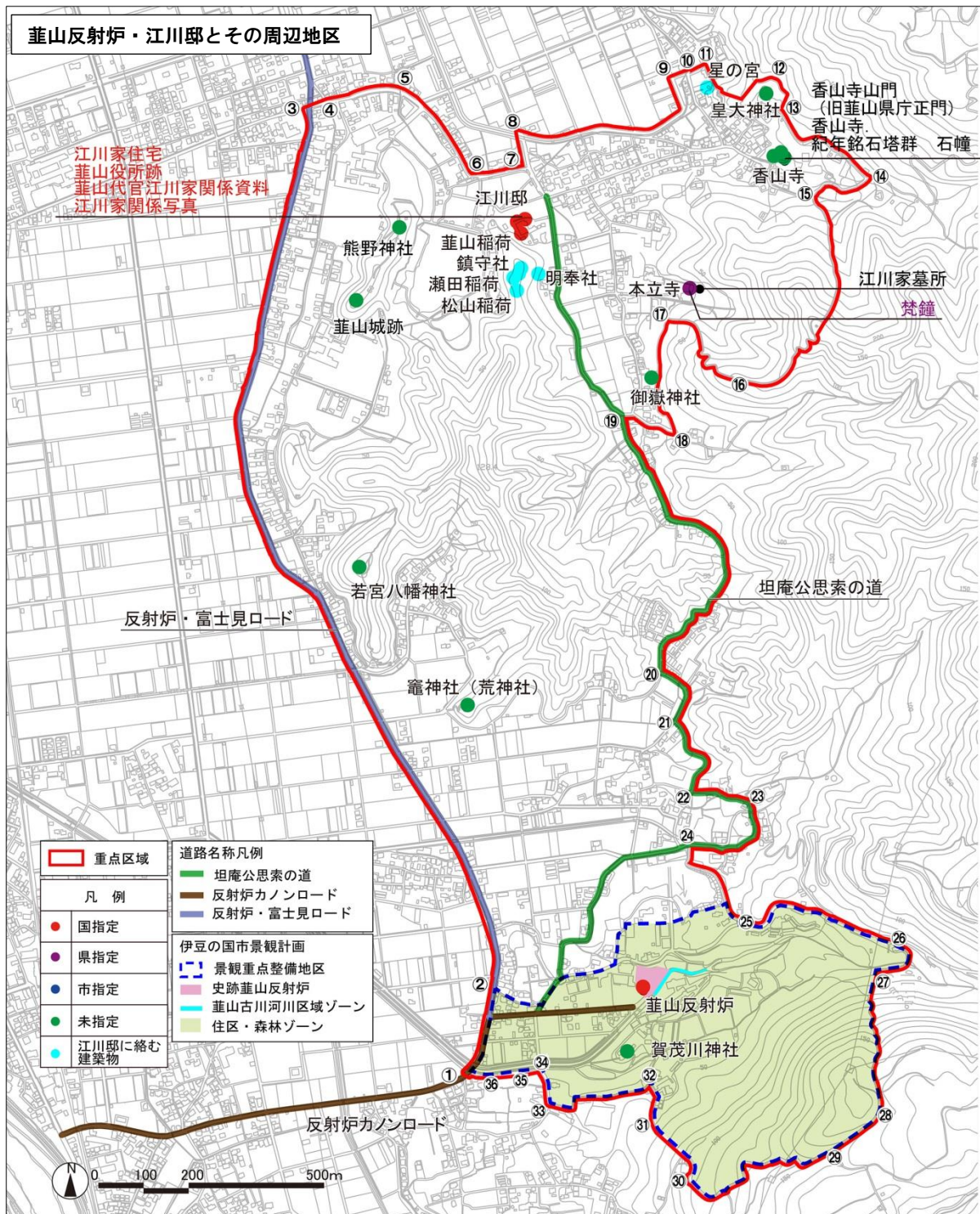


表 4－1 重点区域の範囲

地点間	説明	備考
1－2	県道葦山反射炉線	景観重点整備地区、反射炉カノンロード
2－3	県道函南停車場反射炉線	反射炉・富士見ロード
3－4	県道葦山葦山停車場線	
4－5	市道葦 1－5 号線	
5－6	市道葦 6 2 6 号線	
6－7	市道葦 6 2 5 号線	
7－8	市道葦 2－1 7 号線	
8－9	市道葦 5 5 9 号線	
9－1 0	市道葦 6 0 9 号線	
1 0－1 1	市道葦 6 1 0 号線	
1 2	伊豆の国市葦山金谷 1 0 7 2 地先	
1 3－1 4	市道葦 6 1 1 号線	
1 4－1 5	市道葦 6 1 2 号線	
1 6	伊豆の国市葦山金谷 2 7 5－1 2 地先	
1 7	伊豆の国市葦山金谷 2 6 8－3 地先	
1 8－1 9	市道葦 6 1 9 号線	
1 9－2 0	市道葦 2－1 7 号線	坦庵公思索の道
2 0－2 1	市道葦 6 5 2 号線	坦庵公思索の道
2 1－2 2	市道葦 7 1 0 号線	坦庵公思索の道
2 2－2 3	市道葦 7 1 1 号線	坦庵公思索の道
2 3－2 4	市道葦 7 0 5 号線	坦庵公思索の道
2 4	伊豆の国市中 1 2 9－1 地先	
2 5－2 6	市道葦 2－2 7 号線	景観重点整備地区
2 6	伊豆の国市中 1 3 7 1－1 地先	景観重点整備地区
2 7	伊豆の国市中 1 3 7 2 地先	景観重点整備地区
2 8－2 9	市道葦 1 0 7 8 号線	景観重点整備地区
2 9－3 0	市道葦 7 2 9 号線	景観重点整備地区
3 1－3 2	市道葦 7 2 7 号線	景観重点整備地区
3 2	伊豆の国市中 1 3 0 9 地先	景観重点整備地区
3 3－3 4	市道葦 2－2 7 号線	景観重点整備地区
3 4－3 5	市道葦 7 2 5 号線	景観重点整備地区
3 6－1	市道葦 7 1 9 号線	景観重点整備地区

2. 重点区域の指定の効果

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致の中でも、世界遺産に登録された葦山反射炉を中心とする地区や代表的な寺社等、葦山代官江川英龍のゆかりのある江川家住宅周辺を対象としている。

本市では、「葦山反射炉・江川邸とその周辺地区」を重点区域として設定し、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境を守っていくために、重点的かつ一体的な事業の推進を図ったうえで歴史的風致の維持及び向上の重要性を発信していく。

このことにより、当該区域内の歴史的風致の維持及び向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりを進めるための効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることで、本市の認知度も向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加にもつながり、地域活性化の効果も期待できる。

また、市民が本市固有の歴史的風致に対する理解を深めてもらうことで、郷土に対する誇りと愛着が生まれ、地域コミュニティの活性化や地域に根付いた伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことが期待できるほか、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、歴史文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果も期待できる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 「第2次伊豆の国市総合計画」

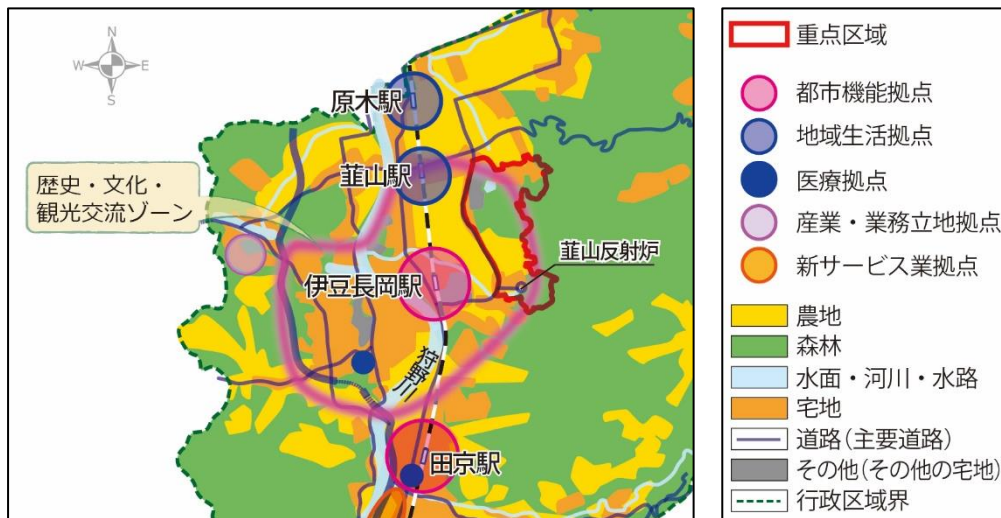
人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成29年度（2017）から令和7年度（2025）を目標とする「第2次伊豆の国市総合計画」を策定した。この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、美し^{うま}国、歴史文化薫る^{ひら}国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。

ア 土地利用の基本方針

①豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用

本市は富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

図4-3 土地利用構想図における歴史・文化・観光交流ゾーンと重点区域



②歴史・文化・観光交流ゾーン

守山中世史跡群や韮山城跡、江川邸、韮山反射炉等の歴史文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺については、市民や観光客が歴史文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの整備を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

特に、韮山反射炉周辺や江川邸周辺は、景観重点整備地区として、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

なお、本ゾーン内にある韮山地区の農地については、用水路や排水機場の改修等、農業生産基盤の整備を行うなど、優良農地の保全を図ります。

(2) 都市計画

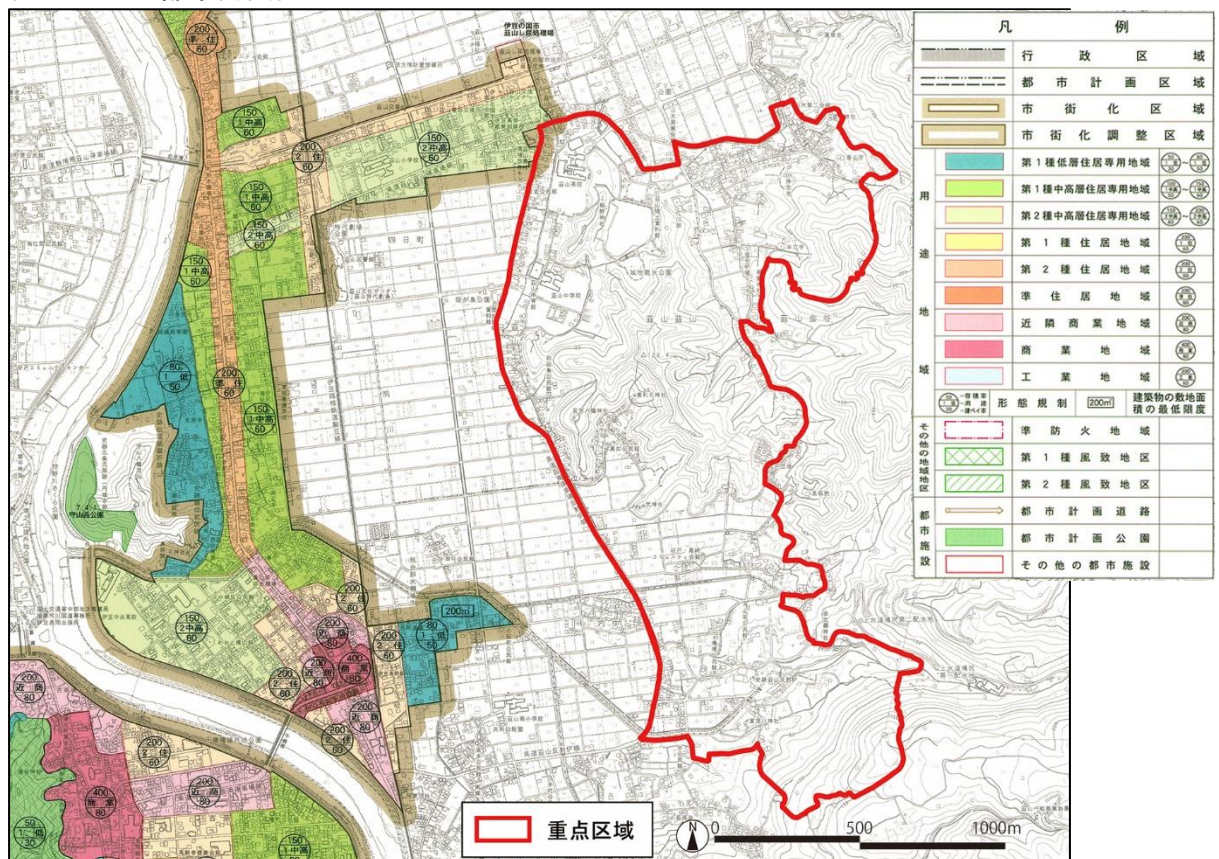
本市は、「^{たがた}田方広域都市計画区域」に含まれ、市内全域（9,462ha）が都市計画法に基づく都市計画区域に指定されている。また、都市計画区域内の594.3ha、市内全域の約6.3%にあたる面積は、「市街化区域」¹となっており、用途の混在を防ぐことを目的とし、用途地域を指定している。

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、かつ、「市街化調整区域」²に指定されている。

これにより、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。

今後においても、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

図4-4 都市計画図



¹ 市街化区域とは、すでに市街地になっている区域や、優先的かつ計画的に市街地にしていく区域

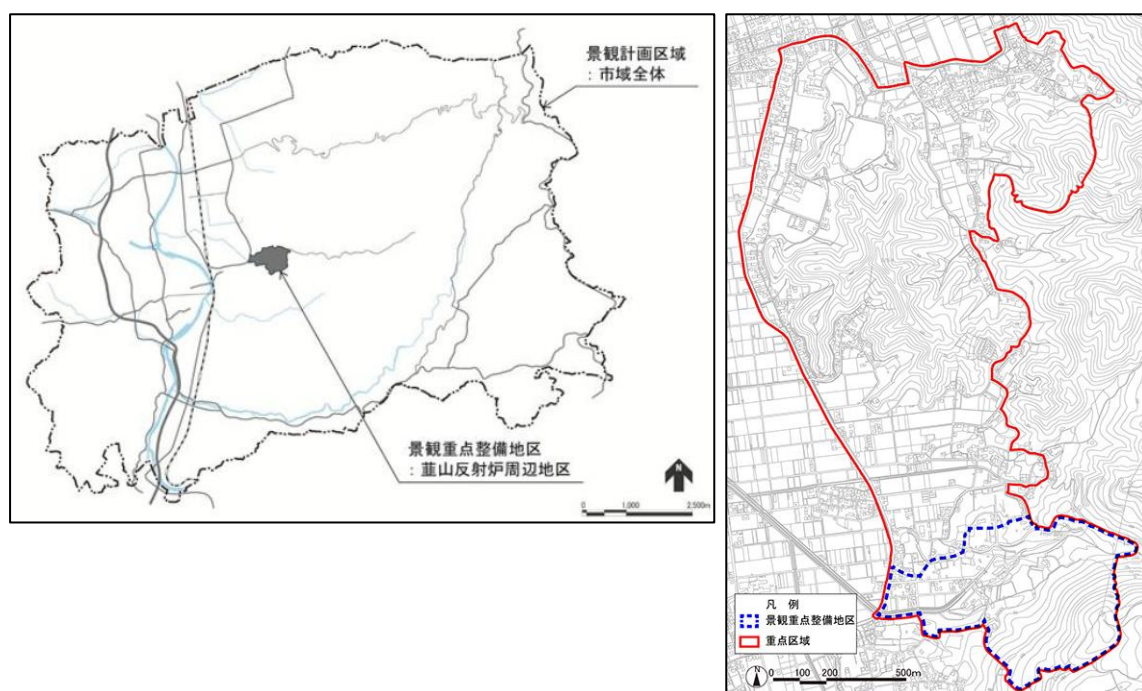
² 市街化調整区域とは、市街化をおさえる区域

(3) 景観計画

本市では、平成 23 年（2011）10 月に静岡県から景観行政団体になることの同意を得て、平成 24 年度（2012）から景観計画策定に着手し、平成 26 年（2014）1 月に、「伊豆の国市景観形成基本計画・市民提案書」を策定した。これを基に、平成 26 年（2014）6 月に「伊豆の国市景観形成基本計画」を策定し、本市の良好な景観形成のための基本方針等を明らかにした。

景観計画では景観法の諸制度を活用するため、市全域を景観計画区域に、世界文化遺産に登録された韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」を、重点的に景観形成を図るため、景観重点整備地区としている。

図 4－5 景観計画区域・景観重点整備地区 位置図と拡大図



良好な景観形成のための行為の制限

対 象	行 為
市街化調整区域	・ 建築物の新築、増築、改築で、高さが 10m を超える、又は敷地面積が 1,000 m² 以上のもの。 ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが 10m を超える、又は敷地面積が 1,000 m² 以上のもの、かつ外観の変更に係わる見付面積が 2 分の 1 以上のもの。

※見付面積とは、張間（短辺）方向または、けた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。

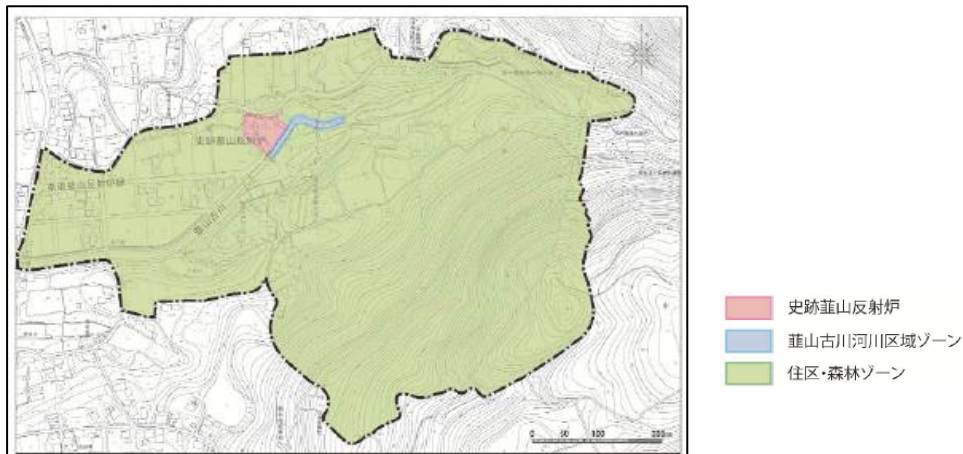
ア 景観重点整備地区の方針及び基準

①基本方針

- ・ 葦山反射炉と葦山古川の景観を保全継承する
- ・ 葦山反射炉等と調和する街並み景観を創出する
- ・ 葦山反射炉等を取り囲む自然景観を保全する

イ 景観重点整備地区の行為の制限

届出対象行為と行為の制限は、対象地区を葦山古川河川区域ゾーン、住区・森林ゾーンの2つのゾーンに区分して定める。



ウ 葦山反射炉周辺地区（景観重点整備地区）の景観形成の基本方針

①葦山反射炉と葦山古川の景観を保全継承する

- ・ 葦山反射炉の歴史や風格を感じられる景観を維持するよう保全を図ります。
- ・ 隣接する葦山古川河川区域は、重厚感のある石積み護岸を保全継承するために、工作物や開発行為、樹木の植栽または伐採について誘導します。

②葦山反射炉等と調和する街並み景観を創出する

- ・ 周辺の建築物・工作物の高さや形態、色彩等を誘導し、生垣化を進めます。
- ・ 屋外広告物の削減に努めるとともに、形態や意匠について誘導します。
- ・ 土石や廃棄物等の堆積物の配置場所では、目隠し堆積の高さについて誘導します。
- ・ 道路や公園等の公共施設は、歴史的・文化的景観との調和に配慮しつつ、葦山反射炉との連続性に配慮した整備を進めます。
- ・ 駐車場フェンスやごみ集積所、自動販売機等の周辺景観との調和に配慮するとともに、美化清掃の推進等により身近な景観を改善します。

③葦山反射炉等を取り囲む自然景観を保全する

- ・ 区域内の良好な自然環境の保全のために、開発行為、木竹の伐採、土地の開墾等のむやみな実施を抑制します。
- ・ 葦山古川と河川周辺は、自然景観及び自然環境の保全を図ります。
- ・ 耕作放棄地の発生防止に努めるなど、農地の適切な維持管理を図ります。
- ・ 葦山反射炉と富士山が一緒に見える眺望景観を保全するとともに、眺望所の整備の検討を進めます。

葦山古川河川区域ゾーンにおける建築物・工作物の行為の制限

項 目		基 準						
外 観	配置	・周辺の支障とならないように配慮し、突出した印象を与えないような位置とすること。						
	高 さ	・高さは、10m以下とする。						
	色 彩	・色彩は、周辺の歴史的・文化的景観及び自然景観との調和を図るとともに、日本工業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」（以下、マンセル値）において、下記のとおりとする。 <table><tr><td>色</td><td>明 度</td><td>彩 度</td></tr><tr><td>10YR</td><td>2.0～6.0</td><td>1.0</td></tr></table>	色	明 度	彩 度	10YR	2.0～6.0	1.0
	色	明 度	彩 度					
	10YR	2.0～6.0	1.0					
		・ただし、次の事項については、この限りではない。 ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩						
意 匠	・意匠は、周辺の歴史的・文化的景観及び自然景観との調和に配慮する。							
植 栽	・堤体への影響に最大限配慮しつつ、周辺の歴史的・文化的景観及び自然景観との調和に配慮する							

※建築物、工作物の高さは、建築基準法の定める高さとする。

※工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。

住区・森林ゾーンにおける建築物・工作物の行為の制限

項 目		基 準								
外 観	高 さ	・高さは、10m以下とする。								
	形 態	・屋根形状は勾配屋根となるよう配慮する。								
	色 彩	・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、背後の自然景観や周辺の街並み景観との調和に努め、彩度は抑えるよう配慮する。 ・色数は全体で 5 色以内とするよう配慮する。 ・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、マンセル値において、下記のとおりとする。 <table><tr><th>色</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr><tr><td>① 0YR～5Y</td><td>3.0 以上</td><td>6.0 以下</td></tr><tr><td>② 上記以外</td><td>3.0 以上</td><td>2.0 以下</td></tr></table> ・ただし、次の事項については、この限りではない。 ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩 ・見付面積の 10 分の1未満の範囲の部分の色彩 ・国や県が別途色彩基準を定めているもの ・地域の景観特性を表すものであると市長が認めるもの ・その用途や構造上、基準にそぐわないものであると市長が認めるもの	色	明 度	彩 度	① 0YR～5Y	3.0 以上	6.0 以下	② 上記以外	3.0 以上
色	明 度	彩 度								
① 0YR～5Y	3.0 以上	6.0 以下								
② 上記以外	3.0 以上	2.0 以下								
外 構	外 柵 や 塀 ・ 門 柱 ・ 門 扉	・建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、集落と調和するよう配慮する。 ・生垣の設置を推進し、隣接地の樹種や、地域の歴史や自然に合った樹種を選ぶことによって、緑の連続性に配慮する								
	植 栽	・敷地内の既存樹木は、できるだけ保存する。 ・敷地内のオープンスペースや建築物の前面等は、緑化や花による修景に配慮する。								

※建築物、工作物の高さは、建築基準法の定める高さとする。

※工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。

※見付面積とは、張間（短辺）方向またはけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。

(4) 屋外広告物条例

伊豆の国市の屋外広告物条例では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項として、次のように方針を定めている。

基本事項

伊豆の国市屋外広告物条例に基づき、地域特性を踏まえた規制誘導を行う。
今後は、規制地域や許可基準等を検討し、市独自の屋外広告物条例を定める。

市内全域

ア 制限の方針

- ①基準は、地域の特性を踏まえつつ、景観形成基本計画の方針に沿って設定します。
- ②基準として定める内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等に関することとします。
- ③基準は、特に主要幹線道路の沿道景観や、伊豆箱根鉄道駿豆線の車窓からの景観を阻害しないものとするよう設定します。

韮山反射炉周辺地区(景観重点整備地区)

韮山反射炉が世界文化遺産に登録されたことにより、世界遺産の趣旨に鑑み、その特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であることから、韮山反射炉周辺※の制限の方針を次のとおり定める。

※反射炉カノンロード(国道136号反射炉交差点～反射炉)及び反射炉・富士見ロード(反射炉入口交差点～旧韮山庁舎前交差点)の沿道。

ア 制限の方針

- ①伊豆の国市屋外広告物条例による制限を基本とします。また、韮山反射炉付近は、韮山反射炉にアクセスするためのゾーンと比較し、より厳しく制限することとします。
- ②自家広告物や案内図板等それ以外の広告物は、設置しないこととします。
- ③広告物の外観は、周辺の景観と調和したものとしします。
- ④広告物の照明は、必要最低限の光量とします。
- ⑤広告物の地の色彩は、派手な色彩を避け、周辺の建築物や工作物の色彩と調和したものとしします。
- ⑥同一敷地内での広告物の総量(表示面積や数量)を抑えることとします。
- ⑦広告物の高さや表示面積は、周囲の景観を阻害しないよう抑えることとします。
- ⑧屋上広告物、アドバルーンは、設置しないこととします。
- ⑨突出広告物は、設置を控えることとします。
- ⑩のぼりは、一定の期間に限って設置することができます。
- ⑪案内図板等は、掲載情報の整理や集約化を図るとともに、大きさや色彩等のデザインを共通化することとします。
- ⑫公共サインの外観や照明は、民間サインの参考となるよう、周辺の景観と調和したものとしします。

		凡 例	
特別規制地域	第1種		第1種低層住居専用地域
			風致地区(源氏山公園一帯)
			国・県・市指定文化財関係、景観重要建造物・樹木
			景観重点整備地区(葦山反射炉周辺地区)
	第2種		市長が指定する道路の区間
			市長が指定する道路から1,000m以内の等距離線の範囲内の地域
			都市公園
		その他	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

（５）国指定文化財の保存活用（管理）計画

「史跡韮山反射炉保存管理計画」

平成 24 年（2012）3 月に策定された「第 1 次伊豆の国市総合計画後期基本計画」に掲げられた「後期発展プロジェクト」の主要施策の一つとして「歴史資源の保護・活用」が提示された。本計画は、これを受け、史跡韮山反射炉の保存管理計画を策定したものである。

「韮山反射炉」は、実際に稼働し、鉄製大砲の鑄造に成功した、国内で唯一現存する反射炉である。築造は、江戸時代末の安政元年(1854)に、韮山代官江川太郎左衛門英龍(坦庵)の進言によってはじめられ、安政 4 年(1857)に完成を見た。

明治維新後は使われることなく放置されていたが、明治 41 年(1908)、陸軍省による大規模な補修が実施され、保存が図られることとなった。さらに大正 11 年(1922)には、反射炉本体及びその敷地が国の史跡に指定された。

以後、数度にわたる保存修理や耐震補強等を経て、往時の姿を今に留めている。

本計画は、史跡韮山反射炉の本質的な価値を構成する諸要素と、それと密接に関わる諸要素を明確にし、次世代へと確実に継承していくことを目的としている。その目的を達成するために、計画対象範囲を定め、適切に保存・管理していく上での基本方針・方法・現状変更等の取扱基準を定めている。

併せて、将来的な反射炉本体の保存修理や、指定地内における景観保全、周辺地区における環境整備等を含めた整備・活用の基本方針を示すとともに、課題を整理し、韮山反射炉を中心とする今後の施策における指針とした。

史跡韮山反射炉の保存管理を考える上での課題と解決への展望

	課題	課題解決への展望
（１）反射炉本体の保存修理	韮山反射炉は屋外に建っているため、煙突部の煉瓦や炉体部の石材の劣化進行は避けられない。劣化の進行を遅らせるとともに、できる限り良好な状態でオリジナルの部材を保存していくために、状況に応じて適切な保存修理を実施していく必要がある。 しかし、江戸時代末期の近代化産業遺産であるだけでなく、国内に唯一現存する「実際に稼働した反射炉」であるという性質上、保存修理に関する類例がない。韮山反射炉自体における過去の保存修理事業も、実施当時の最善の方法を模索しつつ行われてきた。直近の保存修理から 25 年以上を経て、煉瓦・石材の表面劣化が進行しつつある現在、改めて最適な保存修理の方法を検討していかなければならない。	韮山反射炉本体の保存修理については、平成 24 年度（2012）から 29 年度（2017）にかけて、劣化状況の把握と現状記録、保存修理の施工方法を検討するための各種調査を目的とした韮山反射炉調査業務を実施している。今後、この調査結果を伊豆の国市史跡等整備調査委員会反射炉整備部会にて報告し、専門的知見を有する専門委員による検討を経て、保存修理の方針を決定していく。 修理計画策定にあたっては、文化庁・静岡県文化財課と十分な協議を行い、指導を得るとともに、世界遺産登録推進にかかる関係部局（内閣官房・静岡県富士山世界遺産課）とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。

	課題	課題解決への展望
(2) 史跡指定地内の整備	現在設置されている遺構解説サインについては、今後の葦山反射炉関係資料の研究成果を反映した形で更新していくことが望まれる。さらに、そうしたことも含めて史跡葦山反射炉整備基本計画の策定が課題となる。	史跡指定地内の整備については、葦山反射炉総合整備計画との調整を図るとともに、伊豆の国市史跡等整備調査委員会反射炉整備部会を中心として、史跡葦山反射炉整備基本計画の策定、将来的にはその計画に基づいて適切な調整と整備を進めていく。
(3) ガイダンスセンターとの調整	史跡内の遺構解説サインの更新については、平成 28 年 (2016) にオープンした葦山反射炉ガイダンスセンターでの展示内容を踏まえて、十分な検討、調整の上で実施する必要がある。	
(4) 調査研究と教育普及活動の促進	史跡葦山反射炉への来訪者に対する適切な情報提示を図るとともに、来訪者の理解度を向上させるため、情報発信の促進を図っていく。来訪する児童・生徒に対する教育機能を高めるだけでなく、学校教育とのさらなる連携強化にも努めていく必要がある。そのためには、これまでの発掘調査で確認された出土遺物等の分析や、公益財団法人江川文庫所蔵の歴史資料を中心とした文献調査など、学術的な調査研究の促進が不可欠である。 このことは、葦山反射炉の本質的価値を整理した際、地上及び地下の遺構のみならず、歴史資料の存在の重要性を強調したことと関わっている。	学術的な調査研究を継続して進め、その成果を資料集の刊行、シンポジウム・講演会の開催等によって公開していく。また、専門的な研究成果を、より分かりやすく伝えていくために、ガイダンスセンターの活用、パンフレット等紙媒体資料の発行・配布、インターネットを通じた情報発信等を実施する。併せて、史跡葦山反射炉が児童・生徒の学習活動の中で活かされるよう、出前授業なども含めて学校教育との連携を強化していく。 さらに、葦山反射炉を訪れる人々は、その築造を主導した葦山代官江川英龍の屋敷である重要文化財江川家住宅と、そこに展示されている資料を併せて見学することで、歴史的な背景も含めて、反射炉への理解を深めることができると考えられる。そのために、市内の他の史跡も含めた見学ルートの整備や、史跡めぐりマップ等必要な資料の作成・配布を進めていく。
(5) 管理運営体制の強化	管理者である伊豆の国市として、今後とも史跡葦山反射炉を適切に継承していくための管理運営体制の強化を図る。また、世界遺産の構成資産の一部としての管理保全体制の整備を進める。さらに、市民との連携を深めていくことが、課題としてあげられる。	上述した様々な展望を実現するために、管理者である伊豆の国市において、主管課である文化財課をはじめ、関係部局による横断的な連絡調整を密にし、管理体制の強化を図る。また、葦山地区管理保全協議会への報告と確認・指導を通して、史跡葦山反射炉を含めた世界文化遺産としての管理保全に努める。「葦山反射炉を愛する会」等、民間団体とも協力しつつ、地域住民との協働による各種事業を実施していく。

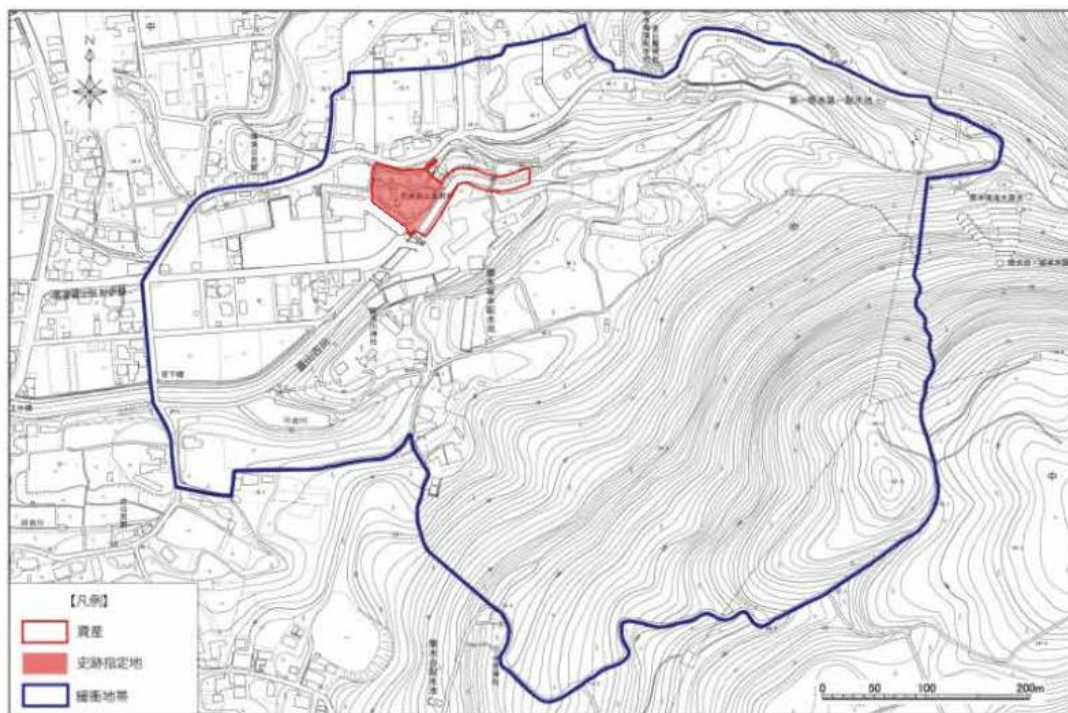
「蕨山反射炉の保存・整備・活用に関する計画」

平成 29 年（2017）7 月に策定した蕨山反射炉の保存・整備・活用に関する計画（史跡蕨山反射炉整備基本計画／世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」蕨山反射炉修復・整備活用計画）は、史跡蕨山反射炉保存管理計画の策定と、蕨山反射炉の世界文化遺産登録を受けて、今後の適切な保存・整備・活用のあり方を示すとともに、世界遺産委員会からの要請（記載決議に付帯する 8 項目の勧告）に対応するための計画である。

計画の目的は、史跡蕨山反射炉の保存・整備・活用を適切に進めていくため、蕨山反射炉の立地・形態・性質等を踏まえたあるべき将来像を示し、その実現に向けた手法・道筋を明らかにすることである。併せて、世界遺産委員会の記載決議に付帯する「勧告」の「保全措置の計画」及び「実施計画」を包括している。

計画に位置づけている「3 章 基本方針（1）全体構想」の中で、蕨山反射炉の「あるべき将来像」を次のように定義し、それを実現するための方針を示している。

図 4－7 蕨山反射炉の保存・整備・活用に関する計画の対象範囲図



韮山反射炉のあるべき将来像

	あるべき将来像	方針
守る	シンボルである反射炉本体とその関連施設の保存強化	調査研究の推進 文献・資料調査 発掘調査 反射炉本体修復に関する調査 来訪者調査 モニタリング 建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安全化 修復・補強措置の実施
伝える	大砲製造に関わるシステムの視覚化による来訪者等への理解増進	構成資産・地域における産業システムの明示・説明 解説板の設置・更新 遺構表示等の整備 江川邸への誘導
高める	大砲製造工場としての姿を思い描き理解できる景観の維持・改善	景観の観点からの修景 緩衝地帯も対象とした景観の維持・改善 動線と視点場の確保 条例等に基づく適切な景観形成誘導
活かす	地域のシンボル・拠点としての持続可能な活用	文化的資源・情報発信の拠点としての活用 地域住民の理解増進と参画 学びの場としての機会・機能の充実 市内観光の情報発信拠点としての活用 関係者の能力開発(キャパシティ・ビルディング)
全体		事業の推進 管理保全体制の維持・強化 事業の管理・運営

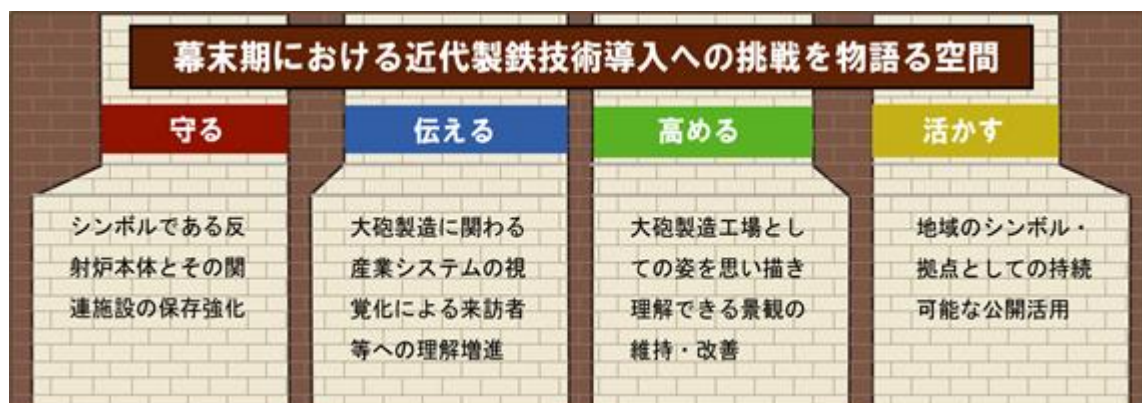
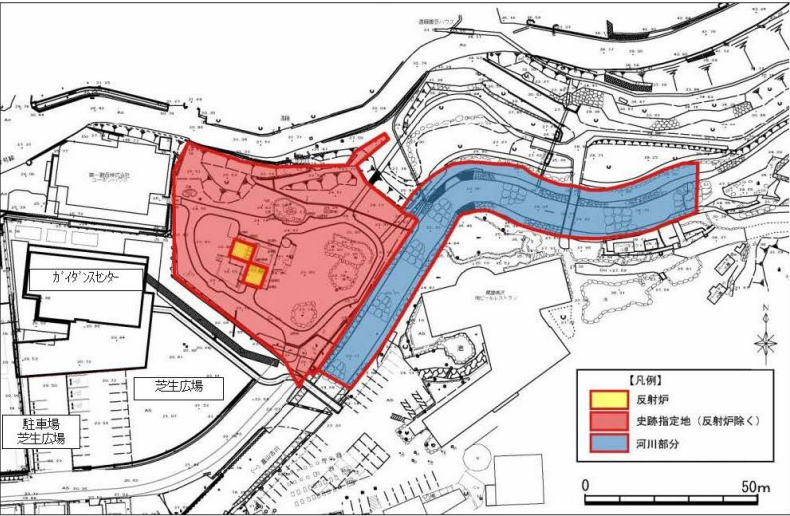
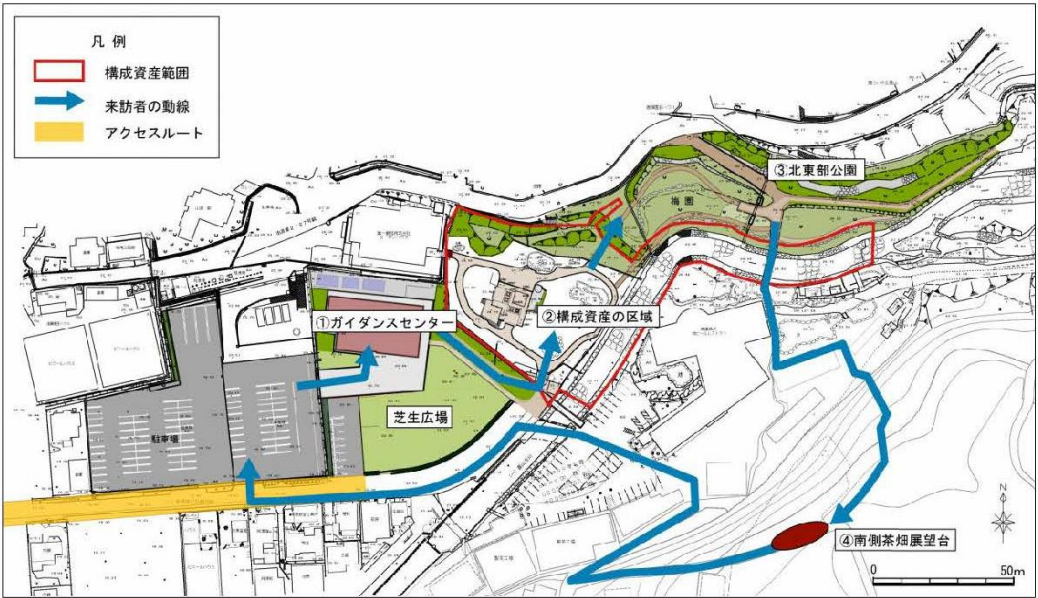


図 4 - 8 ゾーニング図



地区名称	地区の概要・特性	公開活用手法
反射炉ゾーン	反射炉本体が立地する区域	ほぼ完全な姿が残る貴重な反射炉の遺構であり、維持管理及び修復を通じて確実に保存する。 調査・修復等を行う場合は可能な限り公開する。 例) 調査・修復等の実施・公開 など
関連施設跡ゾーン	大砲製造に関わる関連施設が存在した区域	来訪者の理解増進のため施設設置を行うとともに、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素としてそぐわない工作物等について積極的な改善を行う。 発掘調査を実施する場合は可能な限り公開する。 例) 遺構表示等の設置・樹木の伐採・池の撤去 など
河川ゾーン	大砲の砲身をくり抜く施設(錐台小屋)の水車に動力となる水を供給した区域	大砲製造に関わる産業システムにおいて果たした役割の理解増進を図るための環境の創出、河川部分と世界遺産登録地(史跡指定地)との位置関係を視覚的に認識することが可能である北東部公園への誘導を図るための園路・誘導標識の設置を行う。 例) 解説板・誘導サインの設置 など

図 4 - 9 動線図

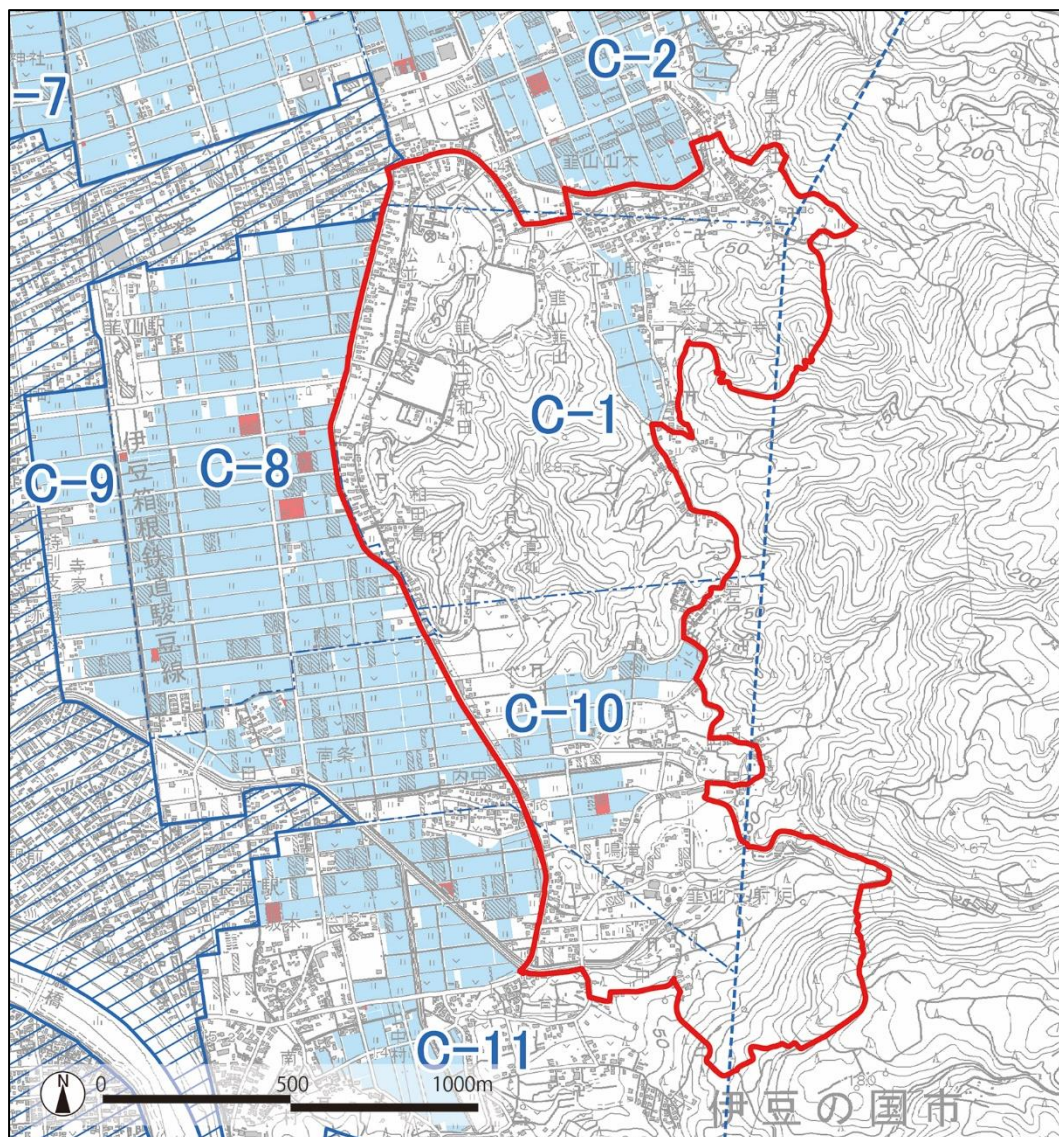


(6) 農業振興地域整備計画

重点区域である「江川邸周辺地区」の一部に農用地が指定されている。

この良好な農業環境の保全を図るため、農業行政と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。

図4-10 伊豆の国市 農業振興地域及び農用地と重点区域



凡 例	
	田
	農業用施設
	農業振興地域外
	重点区域